

「第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」策定スケジュール

名 称	計画期間	主たる根拠法令	策定義務を定めた箇所	公表の規定	策定の体制等
第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針	H28～H32	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	無	指針策定にあたり、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会に意見を求める諮問する。

